

糸島市補助金設計書

所管課 地域振興課

補助金名称	糸島市行政区まちづくり補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市行政区まちづくり補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標2_人と人がつながり助け合うまちづくり

政策1_コミュニティの活性化

施策①_地域コミュニティの機能強化

1 補助の目的

まちづくりを活性化するためには、地域社会の基礎である行政区の振興が不可欠である。そのため、行政区が必要と考える取り組みに対し、まちづくり補助金を交付することで、自主性と自立を促し、市民協働のまちづくりの推進と市民福祉の向上・地域活性化を図る。

2 成果指標

指標① 地域行事へ参加している人の割合(市民満足度調査)

目標値① 71.4 (単位) %

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

行政区が実施するまちづくり事業

【補助対象者】

糸島市行政区設置規則に定める行政区

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

行政区のまちづくりに要する経費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 100 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

前年度3月末世帯数×500円＋均等割50,000円

※行政区単位の市民協働によるまちづくりを推進し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図ることは、喫緊な課題である。

課題解決のためには、各行政区において実施される敬老会、防災訓練、運動会などの地域活動を促進する必要があり、地域の人口や実情に応じた取組を奨励・支援しなければならない。そのため、高い補助率としている。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで